

横浜市教育委員会
定例会会議録

- 1 日 時 平成24年11月13日（火）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 今田委員長 中里委員 奥山委員 間野委員 坂本委員 山田委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教育委員会定例会議事日程

平成24年11月13日（火）午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 教育長一般報告・その他報告事項
よこはま子ども国際平和プログラム、よこはま子どもピースメッセンジャーの国連派遣について ほか
- 3 要望審査
受理番号14 教科書に関する要望書
- 4 審議案件
教委第39号議案 横浜市立図書館規則の一部改正について
教委第40号議案 東山田中学校の学校用建物の取得申出について
教委第41号議案 平成24年度横浜市指定文化財の指定について
教委第42号議案 横浜市学校保健審議会への諮問について
教委第43号議案 横浜市学校保健審議会委員の任命について
- 5 その他

[開会時刻：午前10時00分]

～傍聴人入室～

今田委員長 おはようございます。では、ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。初めに会議録の承認を行います。10月26日の会議録署名者は中里委員と奥山委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。それでは、承認いたします。

次に議事日程に従い進めますが、教育長にまず一連の通知表の誤記載に対する報告を求めます。

山田教育長 今、資料を追加して、お手元に資料を配付させていただいておりますけれども、市立学校通知表の誤記載防止対策についてという資料でございます。経緯として、平成23年5月、7月、11月に書いてございますが、それ以前に少しフェーズをご説明させていただきます。

今田委員長 23年になっていますが、24年ではないですか。

山田教育長 24年の間違いです。失礼しました。

昨年11月に、小学校でいうあゆみ、中学校でいう連絡票、横浜の小中学校でこの通知表の誤記載が、多数発生をしました。これは全校調査をしてわかったわけですが、それ以後、小中学校が2学期制と3学期制をとっている学校がございますので、その学期末がそれぞれ学校によって少しずつ違います。その学期末に合わせて、昨年11月以降、誤記載がずっと発生をし続けた。今年に入ってもそういう状況が続きました。今年に入って、高校受験する受験用の、中学校の場合には調査書というものを別に中学校3年生は作りますけれども、その調査書についても誤記載が発生しました。この調査書というのは、子どもの進路に影響するものですから、子どもの一生に関わってくる問題でもあります。そういう誤記載がずっと続いたということがございまして、ここでいう経緯の24年5月に「通知表誤記載等の再発防止プロジェクト」を設置して、小中学校の校長4名と事務局の職員、合計14名で6月までに、この再発防止ということで、どうすれば防げるかということを議論いたしました。その結果を受けて、7月2日に「市立学校における通知表の誤記載防止対策に向けて」を通知しまして、その中の誤記載の対策の1つとして、各学校に通知表の児童生徒・保護者による事前確認を指示したという経緯でございます。この後、7月、夏休みの前にこれをやっているわけですが、先月の10月になりまして、それぞれの学校で、成績、通知表の記載をする中で、事前確認を行うことについて、いろいろな方面から、学校の責任放棄ではないか、あるいは公教育の使命ですとか、教職員の誇りを傷つけかねない、そういう受け取り方をされまして、ご批判も含めて、いろいろな意見をいただきました。それが先月末、10月末でございます。新聞報道等もそこでいろいろとなされておりまして、その新聞報道があった後、教育委員の先生方にも、具体的にはこれをお知らせしていなかったものですから、この報道等のことを受けて、急きょご意見等を伺って、その中でこの事前確認について様々なご意見、あるいはご指摘、ご批判等をいただいた、そういう経緯でございます。

これを受けて、先生方のご意見あるいはさまざまな関係者の方のご指摘、ご批判、あるいは学校の対応、あるいは子どもの様子等々、そういうものすべて勘案して、事務局としてこういったことを重く受けとめて、真摯に反省をして、今後

に生かしていかななくてはいけない、ということで、2の今後の対応にございますように、今後は通知表の事前確認をしないということで、方針を変更させていただいたという経緯でございます。今後の対応として書いてございますように、少し読ませていただきますけれども、(1)の誤記載防止対策のための児童生徒・保護者による通知表の事前確認については、ご指摘を受けている点を踏まえ、今後、実施をしないことといたします。なお、面談の際に、学校と保護者が共に子どもを育むという観点から、学習状況等について情報交換することは、今後も継続してまいります。これは通知表がもともと、法的に何か根拠があるわけではないのですが、この通知表を通して、学校と保護者が様々な子どもの教育のことについて情報交換をして、共にいい方向に、健全な子どもの教育という方向に向けて、これをツールとして活用していくといったものでございますので、そういったことから、いろいろな情報交換等を行うことは、今後も今までどおりやっていきますということをここでは表現させていただいております。

それから、(2)として、通知表は間違いが許されないものであるため、引き続き各学校が様々な取組を行うことで、誤記載の防止に努めてまいります。ということでございます。実は今回の事前確認を行った経過の中で、いろいろな、約500校に及ぶ学校の状況が把握をされましたので、これをこれまでの情報とあわせて、今回の情報を重ねて、もう少し細かく中身を精査し、あるいは学校長の意見等も聞きながら、今後防止対策を考えていかなければいけないと今は考えているところでございます。そのために、いろいろな説明会あるいは準備等を行なっておりますけれども、この(2)のところはそういった誤記載防止に向けて今後とも取り組んでいきますということを表現させていただいているものでございます。いずれにしても、児童生徒・保護者あるいは教育委員の先生方を初め、関係者の皆様に大変ご心配とご不安を与えたことにつきましては、事務局として深くお詫び申し上げます。

以上でございます。

今田委員長

この件について、何か委員の皆さんからご意見がありましたらどうぞ。

奥山委員

保護者にしてみるとこれは大事なところで、関心も高く、今回非常に不安を覚えたところがあったと思っております。中学校3年生になりますと、この11月中に入試に向けての成績が確定してくるということを考えますと、この調査・分析ということとその対策をきっちり立てるということと、学校に対して申し上げていくようなことというのは、長中期的に考えなければいけない部分ともう早急に考えなければいけないところと、メリハリをつけてやらないといけないと考えております。本当に時間がない中で、きっちりやっていかなければいけないことだと思いますので、どうぞよろしく願います。

今田委員長

ほかにございますか。

坂本委員

今のご説明を伺って、いろいろな動きがあり、間違いがあつて、早速にプロジェクトを作られて、いろいろなことをされたことは、私は大変よかったと思えますが、プロジェクトを作って、ある程度固まったときに、どうして教育委員会に、ここの教育委員に、委員が出てくる委員会にご説明いただけなかったかということ、私はなぜかと、ぜひ伺いたいのです。皆さんも口々に言っているように、生徒に物事を教えて、それを評価するというのが、学校の根幹です。これ以外のことは、時間がなければ本当はやらなくていいくらい、そんなことに

はなりません、根幹なんです。そこの根幹をいじるということについて、どうして教育委員会のこの審議の場が想定されなかったのかということがまず1番目として非常に残念です。

それから、2番目としましては、もし教育委員会にその話が上がってれば、ここにいる委員の人たちの意見からして、そこでストップしたはずですよ。こんなおかしいことは世の中に知られなかったはずですよ。市民の批判を浴びたとか、いろいろ中でやめたとおっしゃるけど、そんなやめ方をしなくても、中できちっとやめられたんですね。ですから、それは本当に教育委員会の役目とプライドにかけて、私はそれはすべきことだったのにしておかないということ、これはもう委員長をはじめ、私ども本当に残念と思います。それは1番目のことと関連すると思います。

それから、3番目として、その後いろいろ動かされて、大変なご努力で各学校の事情を調べておられるようですが、私はそれも大事だと思います。だけど、教育委員会という行政機関のすることは、各校の個別の事情、それを全部調べて、それに対して対策を打つことではないと思います。共通にある原因は何だろうか。先生をここまで、一番大事なことから目をそらさせてしまう、子どもに相對しなくてはいけなところから、先生の目をそらさせてしまう原因は何だろうか。これはしっかりつかめるし、私は個々に歩かなくても、もう今までのご経験でわかるはずですよ。あえて私が申し上げれば、要するに先生が生徒に向かい合っていて、真摯に根幹のことをやる時間とゆとりがない。別のストレスがかかり過ぎているということが、私は原因ではないかだと思います。それだけとは言いません。だけど、そこを解放してあげる。いろいろな方法で、無駄な雑事を省いてあげる。それからつまらない調査をやめる。それから先生方の動きをいろいろ指導したり、そこが大事なことで、個々の学校に手とり足とりやることではないと、私は思っています。これは後で対策を議論すればいいことです。

最後に、今、もう時期が迫ってますと奥山委員がおっしゃった、これを対策だの何だの言っている暇はないんです。私は教育委員会として指示すべきことは、もうこの際、通知表と言うんですか、その何かを作ること、それを第一にしてください。そのために、あと何が遅れても、何か若干手が抜かれても、これは容認しますと。とにかく完璧な通知表をつくることを第一にしてくださいということを、私はもし指令ができるのなら指令すべきではないかと思います。

以上です。これは私の意見で、いろいろな議論があることですが、一応感想として申し上げさせていただきます。

今田委員長

ありがとうございました。他にございますか。よろしいですか。では、今の質問に対して、教育長、なぜ委員に報告がなかったのかというところを、率直なところをお願いします。

山田教育長

一番初めに私も通知表に誤りがあるということは、私自身も昨年発覚したときには思っておりませんでしたし、膨大な数が出たわけですよ。通知表の評価そのものが、私などが教育を受けたときの相對評価から、今は絶対評価に変わっています。記載の考え方、その評価・評定の仕方というのは少し変わっていますが、通知表の評価が係わってきますので、そのところで子どもをどう見てるか、学校がどう見てるか。親にどう伝えればいいかというところで、基本的な過ちというのは、ケアレスミスは、これはどこでもあるかもしれませんが、それを除いて、根幹のところでは評価・評定の部分まで違ってきたので、私としては、いわゆる教育のプロとしての教師の役割の責任やプライド、プロとしての教師のありようが

どうなのかということに非常に強い危機感を抱きました。今回いろいろな形での誤記載はあろうかと思えます。評価・評定から始まって、いろいろな形の誤記載があるかと思えますが、その部分をなくしたいという強い思い、これは私だけではなくて事務局全体として、横浜の教育そのものの信頼に影響しかねないので、これを基本的になくすということです。その対策は先ほど言いましたように、プロジェクト中心に考えたわけですが、その中で、なぜといいますか、理由は特段なかったのですが、教育委員の先生方にお話をしなかったということについては、根幹の部分という、その部分についてはお詫びを申し上げる次第でございます。

今田委員長

理由はなかったということですね。

中里委員

この対策の報告の中の7月2日と11月5日の間に、10月31日に教育委員会連絡会、4人の教育委員に、この件について説明を受けましたので、これも経緯の中に入るのではないかと思うのですが、ひとつよろしくお願ひします。

山田教育長

教育委員の先生にはご意見やメールをいただいたり、直接電話をいただいて、いろいろなことをしておりますので、その中の1つとして、報道を受けて急きょご意見を伺う機会を設けたということはありません。ここでは、かなりつまんでこの経緯も書いてございますので、ほかにもたくさんございますけれども、そこは今説明した中で申し上げたこともございますので、ご理解をいただければと思います。

中里委員

そうですね。理解をしていきたいとは思いますが、事務局からの課題提供や事務の報告のあり方にやはり隔たりが、ここが抜けるということは感じざるを得ないことは事実であります。指導と評価一体ということで、絶えず評価を子どもの指導に生かしていくことは当たり前のことで、そのプロセス上に通知表があります。この機会に教育はかくあるべきもの、通知表の役割、誰のためのものという議論をしっかりと、教育委員、それから事務局ともどもしていきたいと思っております。今回の件を通しまして、リスク管理の問題が複数ありますので、その内容の共有化もぜひしていきたいと思っております。

間野委員

教育委員会に事前にこれは諮られなかったということではあるのですが、これに限らず、アジェンダをどうやって事務局が設定するのかということところにも、私たちがいろいろな意見を申し上げたいと思っております。つまり軽重いろいろな議題がある中で、事務局がやっている業務すべてを私たちが掌握して判断することはできないのですが、何を上げてくるかという時点で、既に世間と乖離している可能性があるのではないのか。私たちがやはり教育委員として議論しなければいけないことが必ずしも上がってこないで、事務的にだれもが判断できるようなことが上がってきている、制度上やむを得ないものもあると思うのですが、何を俎上に載せるかということところからやはり教育委員として私たちがかわる必要があると今回感じました。

今田委員長

やはりここ10月31日に4人の委員が集まって、ほか2人からもメッセージやお手紙をいただいて、私も一任を受け、2時間半近くやったということがあるのだから、取組の制度を高めるためにも、しっかり書いておかないと。10月31日、午後2時半から集まっていろいろな意見交換をしたということ、それは書いておいて

ください。

それでは、本件につきましては、今後、より具体的な対応、取組をして、またその報告をいただくということで、当座のところはこういうことでよろしゅうございますか。

それでは、次の報告に移ります。教育長から報告をお願いします。

山田委員長

【教育長一般報告】

1 市会関係

- 10/30 本会議（第4日）決算議決
- 11/5 こども青少年・教育委員会

それでは、まず市会の関係でございますけれども、10月30日に本会議が開かれまして、決算の議決が行われております。

それから、11月5日にこども青少年・教育委員会が開催され、ただいま申し上げたような、事前確認あるいは通知表の誤記載等々について、議論あるいはご意見をいただいたところでございます。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

- 11/7 横浜市立中学校総合体育大会閉会式

(2) 報告事項

- よこはま子ども国際平和プログラム よこはま子どもピースメッセンジャーの国連派遣について
- 市立学校通知表の誤記載防止対策について

それから、市教委の関係でございますけれども、主な会議として、11月7日、横浜市立中学校の総合体育大会の閉会式がございました。数か月にわたって体育大会が行われてきましたが、11月7日で閉会式を迎えたわけでございます。

それから、報告事項でございますが、よこはま子ども平和プログラム、よこはま子どもピースメッセンジャーを、国連に派遣いたしましたして、このことについては後ほど担当課からご説明を申し上げます。

それから、通知表の誤記載防止についてですが、これについては先ほど触れましたが、今すべての校長に対して説明を行って、ご意見あるいは考え方を聞いているところでございます。これについて、またそういったことを踏まえて、これまでの情報等をクロスさせながら、この対策については、また委員会でご議論いただければと考えております。

3 その他

その他については特段ございません。以上でございます。

今田委員長

教育長の報告が終了しましたが、ご質問等ございましたらどうぞ。よろしいですか。

それでは、ご質問がなければ、教育長より別途所管課から説明とありました、よこはま子ども国際平和プログラム、よこはま子どもピースメッセンジャーの国連派遣について、説明をお願いします。

入内嶋指導部長

それでは、よろしくお願いたします。指導部長入内嶋でございます。よこはま子ども国際平和プログラムの一環といたしまして、よこはま子どもピースメッセージを本年度より国連の本部、ニューヨークへ派遣いたしました。11月4日から11月10日ということで、無事に仕事を果たしてきたわけですが、詳細につきまして、担当課長からご説明申し上げます。

永峯指導企画課担当課長

指導企画課担当課長の永峯でございます。よこはま子どもピースメッセージの国連本部などへの派遣につきまして、ご報告を申し上げます。

8月によこはま子ども国際平和スピーチコンテストの本選を開催いたしました。市長賞を受賞いたしました4名につきまして、本年の11月4日から11月10日までの間、ニューヨークの国連本部などへ派遣をいたしました。今回は児童生徒たちが作成いたしました子どもピースメッセージ2012、裏面に書いてありますが、そちらを届けるとともに、市内の小中学校の児童生徒が平成23年度に集めました「よこはま子ども国際平和募金」——ユニセフ募金の目録を進呈するために、ニューヨークの国連本部等を訪れたものでございます。派遣しました者につきましては、子どもピースメッセージの4名です。帷子小学校6年生のシナバーガー英利佳さん、不動丸小学校6年大根田絢乃さん、戸塚中学校3年中島慧芽さん、中川西中学校3年中村勇登さん、以上4名でございます。主な活動の内容については、国際連合の本部におきまして、広報担当国連事務次長のピーター・ランスキー・ティフェンサルさんとの会見を行いました。ここにおきまして、よこはまピースメッセージの贈呈、林文子横浜市長のメッセージの進呈、よこはま子ども国際平和募金1100万円余の目録の進呈、児童生徒の国際平和の取組の報告を行いました。併せまして、国際連合の日本代表部において、兒玉和夫大使との会見、元国連大使でいらっしゃいます高須元大使、老松中学校のご出身のようすけれども、そちらの方とも会談をいたしました。またユニセフ本部におきまして、ヨカ・ブランド事務局次長との会見、それから国連国際学校への体験入学ということで、児童生徒との交流を行いました。引率は、指導企画課の主任指導主事鈴木薫と指導主事助手エリザベス・ナイトが務めさせていただきました。

ご報告は以上でございます。

今田委員長

所管課から説明が終わりました。何かご質問等ございましたらどうぞ。

坂本委員

大変いい事業だと思います。それで、横浜の教育ビジョンの中にある、世界に寄与する開かれた心の「開」という、それにもまさにそれを具現化した、とってもいい事業だと思います。私はそういう感想を持ちました。1つだけ、これは単純な質問ですが、この4人の方はどういうことで選ばれたのですか。別に異議があるのではなく、単なる質問です。

永峯指導企画課担当課長

よこはま国際平和プログラムの一環として、スピーチコンテストを年度当初から行っておまして、各区の予選会を勝ち抜いてきた者で、8月に市の本選会というのを小中学校別に行いました。そこに私立の学校を含めて参加をいたしまして、それで市長賞、教育長賞、審査委員長賞を決定していくわけでございます。市長賞を受賞した4名がこの際選ばれたものでございます。

坂本委員

お尋ねの仕方が悪かったのですが、スピーチコンテストはさっきご説明あった

のですが、どういう資質を持った、例えば英語が上手だとか、それから例えば何かについて考えを持ってるとか、それから弁論的に上手だとか、何かそういうものを少し聞きたかったのです。

永峯指導企画課担当課長 失礼いたしました。スピーチのうまさはさることながら、スピーチで語られた内容が実践可能であるというようなことが大きな要素となっておりまして、そういったスピーチをした児童生徒が市長賞に選ばれております。

坂本委員 それは国際交流についてですか。

永峯指導企画課担当課長 はい。国際交流、国際貢献についてです。

今田委員長 ご苦労さまでした。よろしいですか。
では、ほかにご質問がなければ、議事日程に従い、要望審査に移ります。
では、受理番号14の要望書について審査を行います。所管課から説明をお願いします。

入内嶋指導部長 指導部長入内嶋でございます。受理番号14につきまして、指導主事室長からご説明申し上げます。

吉原指導主事室長 指導主事室長吉原でございます。考え方をご説明申し上げます。受理番号14番は、横浜市教育委員会により行われた横浜市立学校使用教科書の採択の手続に関する内容であり、教育長専決になる請願及び陳情と判断されます。
以上でございます。

今田委員長 所管課から説明が終わりましたが、何かご質問等ございますか。よろしいですか。
特にご意見等がなければ、受理番号14は教育長専決としてよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 では、受理番号14については、教育長専決で回答するとともに、報告をお願いします。
以上で要望審査を終了いたします。
次に議事日程に従い、審議案件に移ります。まず、会議の非公開についてお諮りします。教育委員会第43号議案、横浜市学校保健審議会委員の任命については、人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、教委第43号議案は非公開といたします。審議に入る前に事務局に確認ですが、何か報告事項はございますか。

重内総務課長 はい。次回の教育委員会臨時会は11月26日、月曜日の午前10時から開催する予定でございます。よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

今田委員長

皆さん、よろしいでしょうか。それでは、次回の教育委員会臨時会は11月26日、月曜日の午前10時から開催する予定です。別途通知しますので、ご確認ください。

それでは、審議に入ります。教委第39号議案、横浜市立図書館規則の一部改正について、所管課から説明をお願いします。

仲俣中央図書館担当部長

中央図書館担当部長の仲俣です。よろしくお願いいいたします。教委第39号議案、横浜市立図書館規則の一部改正について、お諮りいたします。

資料1枚をおめくりいただきまして、提案理由をご覧ください。横浜市立図書館情報システムの更新、これは来年1月11日に予定をしております。この更新に伴いまして、新たに行うインターネットを通じた利用者登録の手續に関し必要な事項を定める等のため、横浜市立図書館規則の一部を改正したいので提案するものであります。改正の中身については、担当課長から説明いたします。

坪内中央図書館企画運営課長

中央図書館企画運営課長の坪内でございます。よろしくお願いいいたします。それではご説明をさせていただきます。

お手元の資料の4ページ、新旧対照表をご覧ください。こちらに沿ってご説明させていただきます。今回の規則改正の目的は、今部長からご説明申し上げましたように、図書館情報システムの更新に伴いまして、図書館利用の利便性を向上させるため、登録手續を一部改正する、これが主なものでございます。また、これに合わせて従前の文言等につき、正確を期するための一部修正を行うものでございます。

新旧対照表の第9条に係るものでございますが、第9条の現行第1項、図書館資料の館外貸し出しを受けようとする者は、図書館カードの交付を受けなければならない、とありますが、これをいわゆる登録と称しています。

改正案の第9条2項でございますが、まず図書館カードの交付を受けることができる者は、本市内に居住し、または勤務し、もしくは在学する者とする。これはいわゆる館外貸し出しを受けるための登録要件と称しているものでございまして、従前は個人貸し出し業務取り扱い要領という内部の要領で規定していたものでございますが、これは登録手續の基本的な要件を定めるものですので、今回規則に明記をしたということでございます。

それから、第3項でございますが、図書館カードの交付を受けようとする者は、教育長が別に定めるところにより申請をした上、本人であること及び居住地等を証明する書類を提示し、登録しなければならない。こういうことでございます。このカードの交付につきましては、従前は図書館カード申込書というのを記入をしていただき、図書館の窓口に来館をいただきまして、それを提出することによって交付をしていたわけでございますが、今回、この手續の仕方を少し拡大をすることで、利便性を向上させたいということございまして、教育長が別に定めるところということで、そこの詳細の部分は、要領に具体的に書き込む形で改正するものでございます。具体的にどんな形で拡大をするかと申しますと、従前から行っていた来館での交付手續に加えまして、ご自宅等でインターネットの上からもご自分で必要な情報を入力していただくことによって、登録申請が行えるようにするということでございます。現在、横浜市立図書館、年間に新規に登録される方が7万5000人ほどおります。従前は窓口にお越しいただきまして紙を書いていただいて、それに基づいて職員が内容を確認し入力をして、カードを発

行するという事で、非常に時間を、ある意味手間がかかっているといえますか、それなりの時間をちょうだいしていた部分がございますが、今回インターネット上から申請ができるようにすることによりまして、ご自分の自由な時間、24時間申請登録できますし、既にご自分で登録されてますので、窓口での手続時間が非常に短縮ができます。それからご自分で必要な個人情報を入力していただきますから、より確実に内容の登録ができるということでございます。こういうメリットがございますので、ここの部分を新たに今回は手続の内容として加えたい、ということでございます。

それから、4項でございますが、これはもし登録内容に変更が生じたときには速やかに届け出なければならないという規定ですが、従前のほうは登録内容に異動ということしか書かれておりませんでしたけれども、より多くの事例として、図書館カードの破損とか紛失によって再交付というような事例が非常に多くございます。この部分を今回明示をしたと。従前は要領に書いてあった部分を規則で明示をすることで、届け出の内容をより明確にしたということでございます。

1項とばして、6項でございます。改正案の6項でございます。図書館カードの有効期間ということで、これは従前の表現をよりわかりやすく正確な表現に変えたものでございます。

同じ趣旨で、下の第12条の2項でございます。これも従前、利用者という表現になっておりましたけど、登録者1人に対して貸し出すことのできる資料は6冊までという形で、より正確な表現に変更をさせていただいたものでございます。

5ページをご覧いただければと思います。5ページの右側、改正案の4項でございます。第12条4項でございますが、貸し出し期間は、先ほどございましたように、2週間ということでございますけれども、この2週間の貸し出し期間中に登録者から申し出があった場合は、別に定めるところにより、さらに2週間を限度に貸し出し期間を延長することができる。いわゆる貸し出し期間の延長という手続を従前行っております。これについても従前、要領で定めていたものでございますが、基本的に貸し出し期間というのは規則上うたっているものでございますので、延長につきましても規則で明記をさせていただいたものでございます。

15条のところはとばさせていただきますが、附則でございますが、この改正の規則、改正の案につきましては、平成25年1月11日、この図書館情報システムの更新に伴い、その更新が終了した後、新たなシステムに基づいてこの手続を行っていただく、1月11日から施行させていただくということにさせていただきたいと思っております。

以上、ご説明でございますが、よろしくご審議のほうをお願いいたします。

今田委員長

所管課から説明が終了しましたが、ご質問等ございましたらどうぞ。

奥山委員

一応確認ですが、今まではすべての書類を受付で、カウンターでなさっていたところを、データ入力インターネットからして、当人が窓口に来て、本人確認の書類は出すと、そこで発行されるということでしょうか。

坪内中央図書館企画運営課長

はい。そのとおりでございます。窓口では住所確認、本人であることの確認だけをしていただければ、その場ですぐにカードがお渡しできる、ということでございます。

坂本委員

規定が改正されるときは、もちろんどういふふうに変更されたかと、文言も大事なことですけれども、一番大事なことは、なぜ改正しなければならなかったか

ということだと思います。これを見てもみますと、ほとんどのことはこうしたほうがいかなど、もう少しよくなるかなぐらいのことなのですが、居住地を書くというのは、今流にいうと個人のプライバシーと言うのですか。けれど、これは返さない人が非常に多いので、それを追求するために、どうしてもこれが必要だった、そういう事情なのですか。

坪内中央図書館企画運営課長

そのとおりでございます。やはりお借りいただいて、確実にお返しいただく。すべての市民の方に使っていただく資料でございますので、確実にやはり2週間、あるいはさらに延長で2週間の期間の中でお返しいただくということになりますと、やはりきちっと私どもとしても責任を持って管理をさせていただくために、どうしても住所の把握をさせていただかなければいけないところがございません。

坂本委員

それは大変もったいなことですが、その根底になる、返されなかった率というのはどのくらいあるのですか。

坪内中央図書館企画運営課長

正確な数字は今手元には持ってございませんが、ごく一部の方でございますけれども、やはり期間内で返していただけない方がございます。私どももちろんそれに対しては、予約をして次にお待ちの方もいらっしゃいますので、速やかにお返しいただくようにということでご連絡をさせていただいているところでございます。それによってお返しいただける方も、もちろん多いわけでございますので、それは私どもの責任として努力はしているところでございます。ごく一部の方ということでございます。

今田委員長

それでは特にご意見等なければ、教委第39号議案については原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、原案のとおり承認します。ご苦労さまでした。
次に教委第40号議案、東山田中学校の学校用建物の取得申出について、所管課から説明をお願いします。

伊奈施設部長

施設部長伊奈でございます。お世話になります。教委第40号議案についてご説明を申し上げます。東山田中学校学校用建物の取得の申出についてでございます。

1ページをおめくりいただきますと、提案理由でございます。東山田中学校の校舎に充てる建物を取得するため、地方教育行政の組織及び運営に関する第28条第2項の規定に基づき、市長に建物取得の申出を行いたいので提案をさせていただくものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明をさせます。

濱崎教育施設課担当課長

担当課長濱崎です。よろしく申し上げます。東山田中学校は平成16年に横浜市建築保全公社が施工し、建設されました。平成21年度から順次取得を進めております。

お手元3ページにございます、取得申し出の内容の表にございますが、今年度3892平米を取得し、買収額は7億4500万円となっております。今年度の取得によりまして、東山田中学校の建物がすべて本市の所有となります。なお、予定価

格1億円以上の不動産の取得につきましては、市議会の議決に付すべき財産の取得または処分に関する条例によりまして、市議会の議決に付することとなっておりますので、12月から始まります第4回市会定例会に議案として上程いたしたいと考えております。

参考としまして、4ページ目に配置図がございますが、斜線の部分が今回取得する部分でございます。1階のプールの部分と部室の部分、2階は校舎の部分と道場が一部と、このようになってございます。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

今田委員長

所管課から説明が終了しましたが、ご質問等ございましたらどうぞ。よろしいですか。

では、特にご意見等がなければ、教委第40号議案については原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、原案のとおり承認します。

次に教委第41号議案、平成24年度横浜市指定文化財の指定について、所管課から説明をお願いします。

川崎生涯学習
担当部長

生涯学習担当部長川崎でございます。教委第41号議案についてご説明させていただきます。平成24年度横浜市指定文化財の指定についてでございますが、1枚おめくりいただきまして、提案理由でございます。横浜市文化財保護条例第6条第1項及び第32条第1項の規定に基づき、表に掲げる文化財を横浜市指定文化財に指定したいので提案するものです。詳細については、生涯学習文化財課長からご説明させていただきます。

中田生涯学習
文化財課長

生涯学習文化財課長の中田でございます。お願いいたします。今年の指定文化財ですが、3ページの表をご覧くださいと思います。有形文化財1つ、無形民俗文化財1つ、以上2件でございます。有形文化財は東漸寺詩板、これは2つでございます。所有者は宗教法人東漸寺、磯子区杉田1丁目でございます。2点目、無形民俗文化財は、根岸の榊神輿ということで、根岸榊神輿保存会、行われる時期及び場所でございますが、3年に一度の8月第2土曜日及び日曜日ということになっております。

それでは5ページをご覧くださいと思います。指定に至る経過でございますけれども、文化財の指定、非常に専門的な観点からの審議が必要でございますので、文化財も審議会に諮問をさせていただいております。10月19日付で教育長から文化財保護審議会の会長あてに、文化財指定の諮問をいたしております。

6ページをご覧くださいと思います。候補といたしました東漸寺詩板と根岸の榊神輿でございます。これに対しまして、7ページになりますが、文化財保護審議会から答申という形で出ております。7ページの下から2行目になりますが、「指定に該当する旨、意見の一致をみました」ということになっております。これを受けまして、本日教育委員会にご審議をお願いしていくところでございます。

9ページをご覧くださいと思います。指定文化財の少し概要的なものをご説明したいと思います。9ページに写真がございますけれども、これが東漸寺詩板というものでございます。制作されたのが鎌倉時代ということになります。左

右ということで、2つの面がございます。杉の板に詩文を彫り込んだものでございます。こういった詩板は非常に現存するものも少なく、東漸寺詩板というのはその中で最も古いものの1つということになっております。この中には、東漸寺の由来や杉田地区の歴史を刻んだ地域史料ということにとどまらない、非常に貴重な文化財であるということで、今回指定をしていくというような形でございます。

それからもう一点、18ページになります。榊神輿でございます。これは神輿の上に榊の枝をつけて飾ったお神輿ということになります。これは根岸の神社で、3年に1回行われる祭礼行事ということになっております。榊を使っているということで、榊祭りとも言われております。こういうものは現在横浜市内で唯一残っているもので、非常に貴重なものということで、今回指定をさせていただきたいということでございます。

それから、参考といたしまして、21ページになります。これは指定文化財ではありませんので、教育委員会のご審議ということではありませんが、今年は登録地域文化財として、1件登録していきたいものがございます。登録文化財は、地域の方が守ってきた、あるいは地域を理解する上で非常に貴重なものというところで行っているものでございます。今年は港南区の永野地区にかかわる歴史資料で、ここにございますが、勝海舟の書いた永谷学校という扁額や、昔の学校の永野小学校の沿革史、こういったものを地域の方が守ってきたと。それを学校教育などの中で活用しているというものでございますので、非常に貴重なものとして登録していきたいと考えています。

以上、本年度は指定文化財2件ということで、新しく横浜市の指定文化財として指定してまいりたいと考えております。どうぞご審議をお願いいたします。

今田委員長

所管課から説明が終了しましたが、ご質問等ございましたらどうぞ。よろしいですか。

それではご意見等がなければ、教委第41号議案については原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは原案のとおり承認いたします。

次に教委第42号議案、横浜市学校保健審議会への諮問について、所管課から説明をお願いします。

佐竹健康教育・人権教育担当部長

健康教育・人権教育担当部長佐竹でございます。それでは、教委第42号議案についてご説明いたします。横浜市学校保健審議会への諮問についてでございます。

この横浜市学校保健審議会ですが、5ページに条例を添付してございますが、横浜市立学校における保健、安全の管理及び教育を適性に行うため、横浜市教育委員会の附属機関として設置されたものでございます。この学校保健審議会への諮問についてお諮りするものでございます。内容につきまして、健康教育課長から説明いたします。

清水健康教育課長

健康教育課長清水でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、1枚おめくりいただきまして、提案理由からご説明をさせていただきたいと思っております。提案理由でございます。保健、安全の管理及び教育につい

て、必要な事項を審議するため、横浜市学校保健審議会へ諮問を提案するものでございます。

次の3ページをご覧ください。横浜市学校保健審議会条例に基づきまして、1「学校における食育の推進」、2「学校における医行為」の2件の諮問を掲げております。

それでは4ページをおめくりいただきたいと思います。4ページには諮問理由を記載しておりますので、ご覧いただきたいと思います。1つ目の「学校における食育の推進」についてでございますが、平成17年7月の食育基本法、平成18年3月の食育推進基本計画の施行を受けまして、横浜市教育委員会では、平成19年度に食教育推進計画を作成いたしました。各学校では食育の全体計画を作成、横浜マリノスとの食育連携協定を初めといたします食育の連携など、食育推進の土台づくりを進めてまいりました。平成23年度にはこれまでの食教育推進計画を改定いたしまして、学校における食育推進計画を作成し、今後5年間の取組を方向づけるとともに、食育実践推進校を指定いたしました。その後も、食育の全体計画の見直しや、栄養教諭を中核とする小中一貫教育推進ブロックによる食育推進の取り組みを進めておりますが、栄養教諭が配置されていない中学校あるいは高等学校での取り組みを充実させることが課題と考えております。

2つ目の「学校における医行為」についてでございますが、学校においては、健康問題を抱えた児童生徒が在籍をしております、その中には、学校生活において、薬を飲むこと、あるいはインシュリン注射を行うなどの必要な児童生徒もおります。そこで、そのような児童生徒の実態を踏まえまして、教職員が医療用の医薬品等を預かる場合の範囲、あるいは緊急時の対応につきまして、考え方を示すことが課題となっております。

以上の2点につきまして、横浜市学校保健審議会条例第2条第1項に基づきまして、諮問をさせていただきます。

下の段に具体的な内容を記載させていただきました。1「学校における食育の推進」では、中学校・高等学校における、各学校の実態に応じた効果的な食育推進について、また、2「学校における医行為」では、学校で医療用の医薬品等を預かる際の基本的な考え方について、この2点でございます。

以上でございます。

今田委員長

所管課から説明が終了しました。ご質問等ございましたらどうぞ。

中里委員

4ページの2行目、平成19年度は食教育、その3行下、23年度には食育推進、食育と変わっておりますが、これは指している事柄は同じですね。

清水健康教育
課長

同じでございます。

中里委員

そして、この内容から考えますと、ここで取り扱う食育というのは、子どもへの食育教育を指しておりますね。

小学校では給食を通じて、栄養士さんが昼の放送で、今日の食事についてはという説明があったり、それから小中あわせて家庭科の授業を通じてされてもいると思います。若い世代の教員が大勢入ってきており、小学校ではもう6割ぐらいが20代を占めているようです。中学校も併せてですが、大変気にかかる場合がございます。若い世代の教師側の食育教育をしっかりしていかないと、例えば中学校の担任の教師が教室でお弁当を食べるわけですが、ダイエット食品などをもち

込む、ことはないとは思いますが、そういう危惧も私は持っておりますので、若い世代の教師向けに食育教育も念頭に入れて審議していただければと思っております。

佐竹健康教育・人権教育担当部長

子どもへの食育については、教員の食教育がまず基本でございますので、そのことも含めて、諮問をさせていただければと思っております。

今田委員長

教育次長、中学の場合、若い先生の食育、教師の側の食育教育へのことを、現役のときには何か意識してしたことはありますか。

漆間教育次長

私が学校長の管理職をしていたときに、先生方の食事について特に話をしたことはございません。健康管理という面で、非常に体重が増えた人たちがダイエットということで、食事に注意しているというようなことは決して悪いことではないと思っておりますので、一概にダイエット食品をだめというのはいかなものかなという気はいたします。ただ、先生がきちっとした食事をとっていくということは、子どもたちは先生の姿勢見ておりますので、手本となりますから、今、佐竹部長からもありましたとおり、必要なことかなとは思っております。

中里委員

先ほどの私の発言で誤解を招いてはいけないのですが、カロリーを考えた食材については問題ないのですが、サプリメント的なものを私は指したので、誤解を招いてはいけませんので補足します。

間野委員

本件を諮問することに関しては特に異論はないのですが、この審議会にこの2件を諮問する緊急性や必要性というのはどこにあるのでしょうか。20名の専門家を集めて、年3回程程度の会議で意見を求めなければならない。横浜市がということではありませんが、一般的に、教育委員会とか審議会というのは形骸化されているという、そういうことがある中で、なぜ今、この時期に、この食育、あるいは学校における医行為というものを専門家に諮問する必要があるのか。ほかに課題がなく、これはやはりとりたてて緊急性があるという理由を説明していただけないでしょうか。

清水健康教育課長

これまでに審議会の先生方には、食育の取組ということで、先ほど口頭で申し上げましたが、17年度に法が制定されて、そういう流れの中で、横浜市の、先進的と考えておりますが、全校に食教育を示したり、改定をしたり、本市の推進計画にも先駆けてやっていることについて、一つ一つ進捗状況の説明を毎年毎年繰り返してきました。その中で、各委員のお立場でご意見をいただいたということがありまして、食育については重要なことと捉えております。

それから2点目の医行為ですが、前々年度につきましては、食物アレルギーでアナフィラキシー症状が出た場合に、いわゆるエピペンですね、それを学校で打っていいだろうか。そのことを専門家の先生にいろいろとアドバイスをいただいて、私どももきちんとエピペンの打ち方の研修も済ませ、今は大丈夫ですよということで取り組んでおります。その流れで、第2弾ということで、学校では糖尿病のお子さんもいらっしゃるれば、てんかんをお持ちのお子さんもいらっしゃいます。いろんな症状の中で、薬を預かっているという現状がありますので、学校で保護者の方から薬を預かるにあたりましては、きちんと確認をして、あるいはドクターとも内容を確認して、そのようなことについて、教育委員会も一緒になっ

てその取り決めについて示したほうがいいたろうということがありました。前回、医行為につきましてお話を専門家の方にいただいたときに、学校で預かっている薬、こちらを調査してほしいというご意向がありました。今回そういう調査も含めて、緊急時にどのように対応できるかどうか、それから薬の預かり方、そういうことについてまとめたいと思っております。

そういう状況の中で、2点をぜひ今年度、審議会におかけしたいと思っております。以上でございます。

間野委員

私もこの2つは重要であることはわかっていますが、例えば地震とか大災害の対策とか、あるいは子どもの体力の問題であったり、ほかにも幾つもの子どもの学校保健に関する中で課題がある中で、緊急的に取り組まなければいけない、やはりその辺の考え方とか、そういったものも次回から示していただけると、これだけ課題があるが、これはやはり審議会でぜひ専門家の意見をもらうべき、これは事務局で専門家と検討すべきとか、そういう全体像を示していただけると、私たちがより意思決定がしやすくなります。

今田委員長

よろしいですか。それでは今の、全体像を明確にして、その中でのプライオリティーということで、そういうことになっているのでしようけれども、今後もその辺のところにまた気を配って取り組んでいただきたいと思います。

それでは、それ以外にご意見がなければ、教委第42号議案については原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、原案のとおり承認します。

以上で公開案件の審議が終了しました。

その他委員の皆さんから何かございますか。特にご発言等がなければ、非公開案件の審議に移ります。傍聴の方はご退席願います。また、関係部長以外の方もご退席ください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

今田委員長

本日の審議案件は以上です。

これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前11時10分]